



申11号「中編成ワンマン運転の実施」施策に向けた **団体交渉（11月10日開催）**
人間労働を否定する臨時行路の即時見直しを求める**緊急申し入れ**

食事や休憩が摂れない臨時行路に、 会社は「問題ない！」と回答！！ 労働基準法第34条違反まで発生させている 職場現実から目を背けるな！！

1項：安全確保の観点から、人間労働として相応しい食事時間や乗務の中断時間を確保した行路とすること
回答：運用行路作成にあたっては、就業規則、乗務割交番作成規定に基づき作成している。なお、列車ダイヤなどに制約を受けざるを得ないことから現行で理解されたい。

- **教育訓練のあり方については認識一致！**
組合：本人がしっかり習熟できるよう、効果のある訓練や内容の質を上げていくことで良いか
会社：そうだ。

- **しかし、食事や休憩もとれない臨時行路の問題については一切認識合わず！**

～組合主張～

- ◆ 食事や休憩がとれない臨時行路をどう認識しているのか。
- ◆ 現場からは不満の声が多く上がっている。「問題ない」とはならない！「**訓練は1回だけだから**」と管理者から言われている。**食事も我慢しろ**というのか！現場の身になるべきだ。
- ◆ 中編成ワンマン解明交渉で「現場の意見を聞きながらやっていく」と回答したにも関わらず、社員が一番後回しだ！実際に食べられる状況ではない。本当に問題ないのか！

～会社主張～

- ◆ 勝田車両センターで出区点検前に中断時間が23分あるから問題ないと考えている。食事をとるなどは言っていない。
- ◆ 旅客列車やダイヤ等を勘案し設定した。いかに社員の習熟度を上げるのか日程を考えた中で、このような行路になった。現場の声は把握している。
- ◆ **問題はない。**

人間労働を否定する行路は、絶対に認められない！！

- 訓練及び行路設定上、指導員が休憩できない問題について**労働基準法第34条違反を指摘！**
しかし会社は、指導員に聞き取りもせず「10月の勤務をデータ上で確認したが問題ない」と回答！！

**「労働基準法第34条違反」は、人間労働を否定する重大な問題！
現場実態と会社回答に乖離があることから交渉中断！**